

食 品 安 全 課

食品安全課事務分掌

食品指導班

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項に規定する許可等に関すること。
- 3 ふぐの取扱い等に関する条例（昭和 50 年千葉県条例第 1 号）の施行に関すること。

食品監視班

- 1 食品衛生法第 28 条第 1 項の規定による報告の徴収等（食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 39 条に規定する営業に関するもの（市場・食鳥監視室の所管に属するものを除く。）に限る。）に関すること。

食品調査班

- 1 食品衛生法第 28 条第 1 項の規定による報告の徴収等（食品監視班及び市場・食鳥監視室の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 2 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行（栄養成分の量及び熱量等の表示に係るもの及び市場・食鳥監視室の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）の施行（市場・食鳥監視室の所管に属するものを除く。）に関すること。

管理栄養班

- 1 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく給食施設指導事業に関すること。
- 2 食品表示法の施行（栄養成分の量及び熱量等の表示に係るものに限る。）に関すること。

市場・食鳥監視室

- 1 と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）の施行（環境保健研究所の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）の施行（環境保健研究所の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 3 食品衛生法第 28 条第 1 項の規定による報告の徴収等（地方卸売市場に係るものに限る。）に関すること。
- 4 食品表示法の施行（地方卸売市場に係るものに限る。（栄養成分の量及び熱量等の表示に係るものを除く。））に関すること。
- 5 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行（地方卸売市場に係るものに限る。）に関すること。

1 食品衛生監視指導に関する事業

(1) 食品営業施設等及びその監視状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(単位:件)

業種		項目	営業施設数	監視件数	許可件数		不許可件数	廃業件数	処分件数	その他処分
					継続	新規				
総 数			6,743	2,071	-	-	-	1,756	-	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等		1,520	418	-	-	-	233	-	-
	仕出し屋・弁当屋		328	70	-	-	-	70	-	-
	旅館		41	10	-	-	-	3	-	-
	その他		2,688	480	-	-	-	769	-	-
菓子（パンを含む。）製造業			664	103	-	-	-	181	-	-
乳 処 理 業			1	1	-	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業			-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業			6	6	-	-	-	-	-	-
集 乳 業			-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業			362	599	-	-	-	101	-	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業			-	-	-	-	-	1	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業			2	-	-	-	-	-	-	-
食 品 の 冷 凍 また は 冷 蔵 業			26	16	-	-	-	5	-	-
かん詰またはびん詰食品製造業			2	-	-	-	-	1	-	-
喫 茶 店 営 業			436	27	-	-	-	233	-	-
あ ん 類 製 造 業			-	-	-	-	-	-	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業			95	38	-	-	-	31	-	-
食 肉 処 理 業			23	10	-	-	-	7	-	-
食 肉 販 売 業			416	209	-	-	-	103	-	-
食 肉 製 品 製 造 業			5	5	-	-	-	1	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業			-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業			7	3	-	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業			3	2	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業			3	-	-	-	-	-	-	-
し ょ う ゆ 製 造 業			1	-	-	-	-	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業			2	-	-	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業			2	-	-	-	-	1	-	-
豆 腐 製 造 業			8	46	-	-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業			-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業			8	2	-	-	-	2	-	-
そ う ざ い 製 造 業			78	23	-	-	-	13	-	-
添 加 物 製 造 業			12	3	-	-	-	1	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業			-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業			4	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業			-	-	-	-	-	-	-	-

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(単位:件)

業種 項目	営業施設数	監視件数	許可件数		不許可件数	廃業件数	処分件数	その他処分
			継続	新規				
総 数	5,457	3,953	-	2,457	-	464	1	16
飲 食 店 営 業	4,746	2,392	-	2,140	-	411	1	10
調理の機能を有する自動販売機	34	16	-	15	-	11	-	-
食 肉 販 売 業	89	113	-	33	-	2	-	3
魚 介 類 販 売 業	105	1,112	-	41	-	3	-	-
魚 介 類 競 り 売 り 業	1	6	-	-	-	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	15	15	-	7	-	-	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	292	126	-	145	-	36	-	1
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	2	2	-	1	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	2	-	-	1	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	5	50	-	3	-	-	-	-
水 産 製 品 製 造 業	1	1	-	1	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	1	1	-	1	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	2	1	-	2	-	-	-	-
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	7	1	-	3	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	2	1	-	1	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業	4	-	-	2	-	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業	10	3	-	3	-	1	-	-
そ う ざ い 製 造 業	102	96	-	45	-	-	-	1
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	6	3	-	3	-	-	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	2	1	-	1	-	-	-	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	2	3	-	1	-	-	-	-
漬 物 製 造 業	13	5	-	3	-	-	-	-
密 封 包 装 食 品 製 造 業	1	-	-	1	-	-	-	-
食 品 の 小 分 け 業	7	3	-	3	-	-	-	1
添 加 物 製 造 業	5	2	-	1	-	-	-	-

ウ 届出を要する食品関係営業施設

(単位:件)

業種 \ 項目		営業施設数	監視件数	処分件数	その他処分
総 数		3,853	2,290	-	-
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	52	539	-	-
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	44	125	-	-
	乳類販売業	324	17	-	-
	氷雪販売業	6	6	-	-
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	627	-	-	-
販売業	弁当販売業	28	1	-	-
	野菜果物販売業	114	882	-	-
	米穀類販売業	37	45	-	-
	通信販売・訪問販売による販売業	4	-	-	-
	コンビニエンスストア	513	7	-	-
	百貨店・総合スーパー	251	10	-	-
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	373	-	-	-
	その他の食料・飲料販売業	876	527	-	-
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	5	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	5	-	-	-
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	43	-	-	-
	農産保存食料品製造・加工業	12	-	-	-
	調味料製造・加工業	8	-	-	-
	糖類製造・加工業	6	4	-	-
	精穀・製粉業	13	2	-	-
	製茶業	14	-	-	-
	海藻製造・加工業	5	-	-	-
	卵選別包装業	3	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業	48	1	-	-
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	2	-	-	-
	集団給食施設	404	123	-	-
	器具、容器包装の製造加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	13	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-
	その他	23	1	-	-

エ ふぐ営業認証

(単位:件)

資 格 \ 区 分	施設数	監視件数	新規交付	廃止
ふぐ営業認証	77	68	1	17

オ 食品を取扱ったイベント

(単位:件)

場 所	区 分	イベント届出数	出店数
幕張メッセ		129	2,910
幕張メッセ以外		490	4,536

(2) 食品等の検査 (収去・買上)

(単位:件)

品 目		区 分	検 体 数	試 験 の 内 容										不 良 検 体 数		
				微 生 物 学 的 検 査			理 化 学 的 検 査						動 物 を 用 い る 検 査		放 射 性 物 質	そ の 他
				細 菌	ウ イ ル ス	そ の 他	残 留 農 薬	食 品 添 加 物	残 留 動 物 用 医 薬 品	ア レ ル ギ ー 物 質	遺 伝 子 組 換 え 食 品	そ の 他				
魚 介 類			44	26	-	-	-	-	15	-	-	9	-	8	-	-
冷 凍 食 品	無加熱摂取冷凍食品		3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品		28	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品		22	14	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）			21	15	-	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）			31	29	-	-	-	10	21	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品			12	12	-	-	-	12	-	-	-	4	-	-	-	-
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）			4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓			10	10	-	-	-	10	-	-	-	5	-	-	-	-
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）			20	14	-	-	5	11	-	-	1	11	-	-	-	-
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）			120	37	-	-	57	46	-	-	-	3	-	10	-	-
菓 子 類			34	24	-	-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水			5	5	-	-	-	5	-	-	-	5	-	-	-	-
酒 精 飲 料			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰 ・ びん詰食品			1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
そ の 他 の 食 品			71	65	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物 及 び そ の 製 剤			2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
器 具 及 び 容 器 包 装			6	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	1	-
お も ち や			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生乳			1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
牛乳			5	5	-	-	-	-	5	-	-	5	-	-	-	-
低脂肪乳			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加工乳	乳脂肪分3%以上		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳脂肪分3%未満		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の乳			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市内流通農産物、水産物、乳児用食品等			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計			440	287	-	-	70	159	42	-	2	51	-	18	1	-

(3) 食中毒

原因施設別、原因食品別、病因物質別発生状況

(単位:件)

区 分 施設別	発 生 数	患 者 数	死 亡 者 数	原 因 食 品					病 因 物 質							
				魚 介 類 等	肉 類 等	複 合 調 理 食 品	そ の 他	不 明	サル モ ネ ラ	ぶ ど う 球 菌	カン ピ ロ バ ク タ ー	腸 管 出 血 性 大 腸 菌	ノ ロ ウ イ ル ス	ア ニ サ キ ス	そ の 他	不 明
飲 食 店	1	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
給 食 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家 庭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-

(4) 食品等に係る苦情

(単位:件)

分 類	件 数
食 品 等	85
施 設	28
取 扱 い	88
そ の 他	6
合 計	207

(5) 衛生教育

項 目 対象者	実施回数 (回)	受講者数 (人)
食 品 等 事 業 者	36	1,483
消 費 者	4	90
そ の 他	7	627
合 計	47	2,200

2 健康増進法に基づく給食施設指導事業等

(1) 特定給食施設指導事業（健康増進法第 24 条）

特定給食施設及び小規模給食施設における栄養管理及び衛生管理の向上を図るため、施設の巡回指導・給食従事者の研修等を実施した。

<個別巡回指導状況>

（単位：件）

施設区分	給食施設数				管理栄養士・ 栄養士の配置				指導・助言			行政措置			
	総 施 設	特定 給食施設	うち 指定施設	小規模 給食施設	管理 栄養士 のみ配置	管理 栄養士・ 栄養士配置	栄養 士のみ配置	配置 なし	巡回 指導	指導内訳		立入 検査	勧 告	命 令	罰 則 処 分
										管理 栄養士 配置	栄養 管理				
学校	128	125	－	3	69	6	49	4	22	－	22	－	－	－	－
病院	47	39	13	8	12	35	－	－	47	－	47	－	－	－	－
介護老人保健施設	19	13	－	6	6	13	－	－	9	－	9	－	－	－	－
介護医療院	4	2	－	2	1	3	－	－	4	－	4	－	－	－	－
老人福祉施設	69	44	－	25	32	26	10	1	33	－	33	－	－	－	－
児童福祉施設	242	60	－	182	74	20	101	47	71	－	71	－	－	－	－
社会福祉施設	14	6	－	8	1	5	6	2	9	－	9	－	－	－	－
事業所	19	15	4	4	6	2	1	10	8	－	8	－	－	－	－
寄宿舍	5	2	－	3	－	－	－	5	2	－	2	－	－	－	－
矯正施設	1	1	1	－	－	－	－	1	1	1	1	－	－	－	－
自衛隊	1	1	－	－	1	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－
一般給食センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	72	11	－	61	10	2	13	47	33	－	33	－	－	－	－
計	621	319	18	302	212	112	180	117	240	1	240	－	－	－	－

（注）管理栄養士又は栄養士の配置は、常勤職員である者（パートは含まない）

<集団指導状況>

年度	内訳 施設総数 (施設)	指導内容		
		実施回数 (回)	延施設指導数(施設)	延受講者数 (人)
3	617	2	562	562
4	620	2	290	290
5	621	6	178	185

(2) 健康づくり応援店事業

市民が自ら健康づくりを推進することができるよう、健康づくり応援店を通じて栄養成分表示などの栄養及び食生活に関する情報を市民に提供した。新規営業者への普及啓発は471件実施した。

ア 健康づくり応援店登録状況

(単位：店)

区分	店舗数
飲食店（食堂・レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、酒場等）	13
食料品小売業（惣菜店、仕出弁当店、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア等）	7
千葉県給食施設指導要綱に定める給食施設	3
その他	-

(3) 特別用途食品・保健機能食品等の栄養成分表示相談窓口

食品企業を対象に、特別用途食品・保健機能食品等の栄養成分表示に関する指導及び市民を対象に栄養成分表示の普及啓発を実施した。

(単位：件)

区分	年度	3	4	5
特別用途食品及び特定保健用食品		-	-	-
食品表示基準(保健事項)		48	89	66
栄養機能食品		-	-	-
機能性表示食品		-	-	-
その他一般食品		-	-	-
誇大表示		5	-	-
普及啓発		1,740	755	471

(4) 国民健康・栄養調査（健康増進法第10条）

健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、調査を実施する。

年度	調査年月日	調査実施世帯	調査内容
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
4	10月31日～11月4日	中央区長洲 3世帯	1. 栄養摂取状況調査 2. 生活習慣調査
	11月7日～11月11日	稲毛区穴川 5世帯	3. 身体状況調査、血液検査等
5	11月6日～11月10日	緑区誉田2丁目 10世帯	1. 栄養摂取状況調査 2. 生活習慣調査
	11月13日～11月17日	花見川区千種町 9世帯	3. 身体状況調査、血液検査等

(5) 調理師試験及び免許交付状況（調理師法第3条）

(単位：人)

年度	受験者数	合格者数	合格率(%)	交付	書換交付	再交付	返納
3	157	103	65.6	181	30	21	-
4	130	79	60.8	160	24	32	1
5	131	78	59.5	143	18	26	3

3 食鳥処理に関する事業

(1) 食鳥検査結果（大規模食鳥処理場年間処理日 264 日）

（単位：羽）

検 査 羽 数		ブ ロ イ ラ ー		
		7,703,694		
疾病別羽数		と殺等禁止	全部廃棄	一部廃棄
ウイルス・クラミジア病	鶏痘	－	－	－
	伝染性気管支炎	－	－	－
	伝染性喉頭気管炎	－	－	－
	ニューカッスル病	－	－	－
	鶏白血病	－	－	－
	封入体肝炎	－	－	－
	マレック病	－	－	－
	その他	－	－	－
細菌病	大腸菌症	－	15,875	－
	伝染性コリーザ	－	－	－
	サルモネラ病	－	－	－
	ブドウ球菌症	－	－	－
	その他	－	－	－
その他の疾病	毒血症	－	－	－
	膿毒症	－	－	－
	敗血症	－	41,332	－
	真菌症	－	－	－
	原虫病（トキソプラズマ病を除く）	－	－	－
	寄生虫病	－	－	－
	変性	－	39,146	－
	尿酸塩沈着症	－	－	－
	水腫	－	1	－
	腹水症	－	14,419	－
	出血	－	－	678
	炎症	－	－	3,116
	萎縮	－	－	－
	腫瘍	－	4	－
	臓器の異常な形等	－	32	－
	異常体温	－	－	－
	黄疸	－	6	－
	外傷	－	466	－
	中毒諸症	－	－	－
	消瘦及び発育不良	－	3,378	－
	放血不良	－	1,278	－
	湯漬過度	－	16	－
	その他	－	505	21
計		－	116,458	3,815

(2) 認定小規模食鳥処理場の確認結果状況

（単位：羽）

確 認 羽 数	1,072			
処分内容	全部廃棄	一部廃棄		
		小 計	当該臓器のみ廃棄	内臓全部廃棄
異常の有無の確認				
生 体 の 状 況	－	－	－	－
体 表 の 状 況	－	－	－	－
体壁内側面の状況	－	－	－	－
内 臓 の 状 況	－	3	3	－
廃棄羽数の合計	－	－	－	－